

クレジット入札実施規程

| | | |
|-----|----------|--------|
| 制定日 | 平成28年 | 5月24日 |
| 改定 | 平成28年12月 | 1日 |
| 改定 | 平成29年 | 3月15日 |
| 改定 | 平成29年12月 | 15日 |
| 改定 | 平成30年 | 3月16日 |
| 改定 | 平成30年12月 | 21日 |
| 改定 | 令和2年 | 11月27日 |
| 改定 | 令和3年 | 4月1日 |

(目的)

第1条 この規程は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が経済産業省及び環境省より受託している令和3年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度運営等業務）において実施する入札方式によるクレジット販売の手続きを定めるものである。

(定義)

第2条 クレジットとは、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度やその前身の制度（国内クレジット制度及びJ-VER制度）でクレジット認証を受けた、J-クレジット、国内クレジット及びJ-VERを言う。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加しようとする者は、J-クレジット登録簿システム (<https://j.japancreditregistry.go.jp/toppage.html>) において、クレジット保有口座を開設している者であって、以下の用途にクレジットを活用する者でなければならない。

- ① J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告、温対法の調整後排出係数の報告、カーボン・オフセット等）に利用する者
- ② 一旦、クレジットを買い取り、クレジットを最終的に利用する者に転売する者

(入札実施方法)

第4条 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社は、次の各号に定める事項について、経済産業省及び環境省の指示に基づき定めるものとする。

- ① 入札実施期間

- ② 入札対象のクレジット種別
- ③ クレジット種別ごとの販売量
- ④ 1者あたりの入札書の提出数の上限
- ⑤ 1入札書あたりの最低購入量
- ⑥ 1者あたりのクレジット種別ごとの入札量の上限
- ⑦ クレジット1トンあたりの最低販売単価
- ⑧ 入札書に記載できる数量
- ⑨ 入札書の提出方法

2 前項各号の事項のうち必要事項について、申請受付開始日までにJ-クレジット制度のホームページ (<https://japancredit.go.jp/>) で公表するものとする。

(入札書の提出)

第5条 入札に参加しようとする者は、入札実施期間の間に、次に掲げる事項を記載した入札書(様式1)及び入札者情報連絡票(様式2)をみずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社に提出しなければならない。

- ① 購入を希望するクレジット種別
- ② クレジットの購入希望量
- ③ クレジット1トンあたりの購入単価
- ④ その他みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社が必要と定める事項

2 前項に基づき提出された入札書は、提出後に変更する事が出来ない。

(落札者の決定)

第6条 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社は、入札実施期間の終了日の翌日から起算して5営業日以内に、経済産業省及び環境省の指示に基づき、入札対象とするクレジット種別ごとに次に示す手順で落札者及び落札者ごとの購入量及び購入単価を決定し、入札者に結果を通知する。

- ① 最低販売単価以上の購入単価を記載した入札書の購入希望量を、購入単価が高い順に並べて加算し、その累計量が第4条で定める総販売量を超える入札書の購入単価を最低落札価格とする。
- ② 最低落札価格を超える購入単価を記載した入札書の提出者は、入札書に記載した購入単価及び購入希望量で、クレジットを購入するものとする。
- ③ 最低落札価格を記載した入札書の提出者は、総販売量から最低落札価格を超える購入単価を記載した入札書の購入希望量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入単価で購入するものとする。
- ④ 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望量に応じて前号の購入量を按分するものとする。

(契約)

第7条 前条の定めに従い、落札者が決定したときは、みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社は、クレジットの保有者を代理して、落札者と売買契約を締結し、以下の事項を記載した書面を交付する。

- ① クレジット種別
- ② 販売単価
- ③ 販売量
- ④ 総支払額
- ⑤ 入札結果の決定日
- ⑥ 販売代金の支払期日
- ⑦ 販売代金の振込先金融機関の口座
- ⑧ その他みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社が必要と定める事項

2 契約締結日は第6条に定める入札結果の決定日とする。

(販売代金の支払)

第8条

- 1 落札者は、契約書に規定する入札結果の決定日の翌日から起算して30日以内に、契約書に記載された振込先金融機関の口座に販売代金の全額を一括して支払わなければならない。
- 2 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社は契約を解除することができる。
- 3 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、入札結果の決定日の翌年度末までに、J-クレジット制度事務局が実施する入札への参加を禁止する。なお、販売代金の不支払いが2回以上に及んだ場合、当該落札者名をJ-クレジット制度ホームページ上にて公表する措置を講じる。

(クレジットの移転)

第9条 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社は、落札者とのクレジット売買契約が完了し、購入代金全額が入金された日の翌営業日から起算して5営業日以内に、契約書に記載した購入量のクレジットをJ-クレジット事務局口座から落札者のクレジット保有口座に移転する。

(売却結果の公表)

第10条 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社は、入札結果に基づくクレジット移転手続きが完了した段階で、経済産業省及び環境省の指示に基づき、次に掲げる事項について

て、入札対象としたクレジット種別ごとにJ-クレジット制度のホームページにおいて公表するものとする。

- ① 平均落札価格の平均値
- ② 平均落札価格の中央値
- ③ 購入者数
- ④ 入札者数
- ⑤ 総販売量
- ⑥ 総入札量

(免責)

第11条 クレジット所有者の代理人であるみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社は、クレジット販売契約に関して生じる担保責任などの一切の責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第12条 みずほリサーチ&テクノロジーズは、入札者が次の各号の一つに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、クレジットの売買契約を解除することができる。

- (1) 入札者が支払期日までに販売代金の全額を入金しなかった場合
- (2) 入札者がクレジットの入札にあたり談合等の不正行為を行った場合
- (3) 入札者が以下の暴力団関与の属性要件のいずれかに該当する場合
 - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 経済産業省又は環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている場合
- (5) 前各号に準じる理由等により甲が契約を解除すべきと判断した場合

(報告への協力)

第13条 落札者は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が経済産業省及び環境省の指示に基づき取りまとめる、クレジットの活用や販売に関する報告に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

| Ver | 作成日／改定日 | 内容 |
|-----|------------|--|
| 1.0 | 2016.5.24 | 新規策定 |
| 2.0 | 2016.12.1 | 第4条及び第6条の改定 (入札者が複数の入札書を提出できるように文書を改定) 第8条の改定 (落札者が入金しなかった場合の措置の追加) |
| 2.1 | 2017.3.15 | 第10条の改定 (公表情報の追加(落札価格の中央値、総入札量)) |
| 2.2 | 2017.12.15 | 第4条、第6条、第7条、第10条の改定 (クレジット種別ごとの入札を実施できるように改定) |
| 2.3 | 2018.3.16 | 第4条、第9条の改定、様式1及び様式2の改定 (入札公告で定める情報、クレジット移転手続き期限の明確化等) |
| 2.4 | 2018.12.21 | 様式2の改定 (入札回数に応じた様式タイトルの改定、クレジット購入・販売に関する報告チェックボックスの改定等) |
| 2.5 | 2020.1.10 | 第8条の改定 (販売代金の不支払いが複数回あった場合の措置を明記) |
| 2.6 | 2020.11.27 | 第3条の改定 (入札参加資格に内国法人である旨を追記) |
| 2.7 | 2021.4.1 | 受託社名変更に伴う改定 第3条の改定 (入札参加資格の内国法人に限る要件を削除) |

(様式1)

年 月 日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
環境エネルギー第2部長
加地 靖 殿

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名 印

入 札 書

クレジット入札実施規程を承知の上、下記のとおり入札いたします。

記

購入希望クレジット種別※1 再エネ発電 省エネ他

購入希望量 _____ t-CO₂

購入単価(税抜き) _____ 円/t-CO₂

入札書通し番号※2 _____ / _____

(注)本入札書には代表者印（あるいはクレジット販売契約権限者の役職印）を押印して下さい。

※1 いずれかのクレジット種別を必ず指定して下さい。

※2 入札者は複数の入札書を提出することができます。入札書通し番号は、提出する入札書の総数が分かるように記載して下さい。例えば、全部で3通の入札書を提出する場合の1通目の入札書については、「1/3」と記載して下さい。

(様式2)

入札者情報連絡票 (第11回入札用)

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 入札者名 | | |
| J-クレジット保有口座番号(※1) | JP-100-20000-00001-____-00 | |
| 購入目的 (※2) (必ず○をつけてください。) | ア. 自ら活用 (具体的な用途: _____) イ. 転売 | |
| 入札書の提出数 (※3) | 再エネ発電____枚 ・ 省エネ他____枚 | |
| 担当者情報 | 氏名 | |
| | 部署・役職名 | |
| | 住所 | 〒 |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

(※1) 下線部の番号(5桁)を記載すること

(※2) 自ら活用する予定の場合には、その用途を記載すること。
「自ら活用」と「転売」の双方を目的とする場合は、“ア”と“イ”の双方に○をつけること。

(※3) 1者あたり提出数の上限は「再エネ発電」と「省エネ他」の合計で5枚までとする。

書類の準備完了後、送付前に下記内容について確認し、チェックしてください。

- 入札者情報連絡票の全ての項目に正しく記載した。
- クレジット購入・販売に関する報告を記載した。
(※第10回入札で提出した方は不要)
- 入札書を厳封し、かつその封皮に必要事項を朱書きした。
- (郵送の場合のみ) 郵送用封筒に J-クレジット入札申請書類在中 と朱書きした。